

東土狩小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日
音更町立東土狩小学校

1 いじめ防止に関する基本姿勢

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

* H25 年度以降

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- (2) いじめは誰にでも起こりうるという実態を踏まえ、保護者・地域・関係機関及び町等と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」「解消の判断と解消後の対応」「解決の判断」等、効果的な対策を組織的に講じる。

2 校内組織の設置

- (1) いじめの問題に対する組織的な対応を行うため、校長、教頭、養護教諭、生徒指導担当、学校運営協議員（代表1名）、PTA会長からなる「東土狩小学校いじめ対策委員会」（以下、対策委員会）を設置する。なお、重大事態の際は教育委員会や専門的な知識を有する者等を外部より加える。
- (2) 対策委員会は、本方針の策定・見直し、年間計画、関係機関との連携等をはじめとするいじめ防止に向けた様々な取組の中心的役割を担う。

3 未然防止の取組

- (1) 校内研修等を通して、教職員のいじめに関する正しい理解と認識を深め、いじめの未然防止に向けた指導力向上を図る。
※教職員リーフレット「いじめの正確な認知に向けて」（令和元年6月）の活用
- (2) 児童会の活動において、あいさつ運動を実施し、縦割り班活動を通して、日頃から融和的な雰囲気づくりに努める。
- (3) いじめを「しない」「許さない」態度を育成するために、全教育活動を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。
- (4) SNS等でのいじめを防止するために、児童への情報モラル教育や保護者等への啓発を行うとともに、スマートフォンやパソコン等の利用について、各家庭でのルールづくりを推奨する。
- (5) 保育所とも連携し、情報共有に努めながら、いじめを「しない」、「させない」、「許さない」地域全体の風土づくりに努める。
- (6) PTA等と連携しながら、いじめの未然防止に向けた取組を地域全体で推進する。
- (7) 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導をし、偏見や差別を生まない環境づくりに努める。

4 早期発見の取組

- (1) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを的確に判断する。
- (2) 朝の体操や休み時間、給食時間や放課後活動等、授業以外の場面において積極的に児童の様子に目を配る。また、日常のコミュニケーションから交友関係や生活上の悩みを把握する。
- (3) 安心していじめを訴えられるよう配慮して、生活実態全般に係るアンケート調査を実施する。

5 早期対応の取組

- (1) いじめが発覚した場合、できるだけ早期に対策委員会を開催し、事後の対応について検討する。
- (2) いじめを訴えてきた児童の安全に配慮しながら、複数の教職員での声かけや見守りを通して情報共有を行い、状況をきめ細かく把握する。
- (3) いじめを発見した場合は教職員が一人で抱え込まず、速やかに管理職及び対策委員会に報告を行い、組織的に対応する。
- (4) いじめをした児童には、教育的配慮をしながらいじめに至った背景・経路を明らかにし、自らの行為の問題点に気づかせるよう個に応じたきめ細かい指導を行うとともに、当該児童や保護者に対して継続的なケアを行う。
- (5) いじめを見ていた児童に対する正しい行動規範を示し、無関心や隠蔽等の行為がないよう指導する。

6 重大事態への対処

「重大事態」の考え方（いじめ防止対策推進法 第28条）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (1) 重大事態が発生した場合、または児童・保護者等からの重大事態の訴えがあった場合はできるだけ早期に対策委員会を開催し事後の対応について検討するとともに、教育委員会へ報告し連携して対応に当たる。
- (2) いじめが確認された場合、必要に応じて SC や警察などの協力を得て解決に取り組むとともに再発を防止する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、躊躇することなく警察と連携して対応する。
- (4) いじめを受けた児童の安全に配慮しながら、複数の教職員での声かけや見守りを通して状況把握に努めるとともに、随時保護者にも知らせ家庭での様子を聞き取る等、報告・連絡・相談体制を充実させる。
- (5) いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、緊急避難措置（保健室登校等）を実施する。

7 解消の判断と解消後の対応

いじめが解消されている状態（いじめの防止のための基本的な方針 H29.1）

その1 いじめに係る行為が止んでいること

- ・心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続している状態

その2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・教職員の日常的な観察からいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態
- ・苦痛を感じていないことを、いじめを受けた児童本人及びその保護者に面談等で確認する

- (1) いじめ問題が解消した後も、複数の教職員でいじめを受けた児童の様子を見守るとともに、いじめを受けた児童や保護者等との面談、周囲の児童からの聞き取りなど、いじめが再発しないよう継続的な取組を行う。
- (2) いじめの解決に向け、いじめを受けた児童・いじめをした児童との関係修復を経て、周囲の児童全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すことができるよう、道徳教育や人権教育等の視点に基づいた適切な指導を継続する。

8 年間計画と学校評価の実施

4月	年間計画作成	
5月	いじめ対策委員会（計画会議）開催 生徒指導交流会	P
6月	アンケート実施 ハイパーQUアンケート実施	D
10月	生徒指導交流会	
11月	アンケート実施	C
2月	学校評価	
3月	いじめ対策委員会（評価会議）開催	A

※その他の対策委員会、教育相談は必要に応じて実施する。

9. アンケートの調査結果及び事案に関する文書の管理

実施年度末から5年間保管する。また、事案が解決に至らずに他の学校へ転学・進学する場合は、確実に情報や対応を引き継ぎ、解決に向けた取組を継続する。

10. 配慮を要する児童への支援

児童の発達段階や特性に十分配慮し、個別の指導計画や支援計画に基づき、状況に応じて福祉・保健・医療等の関係機関と連携を図りながら児童及び保護者への支援を行う。

11. 「東土狩小学校いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

- (1) 年度当初のPTA委員会及び学校運営協議会等で周知するとともに、学校ホームページで公表する。
- (2) 「本校いじめ防止基本方針」及び年間計画に基づいた取組の進捗状況については対策委員会が管理、点検を行う。
- (3) 条例及び町の基本方針を踏まえ、毎年度、学校評価において、いじめ問題への取組を評価する。
- (4) 点検・評価に基づき本校いじめ防止基本方針及び年間計画の見直しを行う。

(平成 26 年 3 月改定)

(平成 30 年 5 月 22 日改定)

(平成 31 年 4 月 3 日改定)

(令和 2 年 4 月 3 日改定)

(令和 3 年 4 月 5 日改定)

令和7年度 音更町立東土狩小学校いじめ未然防止プログラム「年間の取組計画」

【取組の特徴】

- 児童会を中心とした「全校遊び」、縦割り班活動による清掃活動や学校行事等の取組を通して児童が様々な考えや立場について理解し、望ましい人間関係を築くことができるようにする。
- いじめアンケート、QU アンケート、生徒指導交流会等を活用し、教職員全体が児童の様子を把握し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努める。

月	学校行事	ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域等の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭・地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ（その他）道徳教育、人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム	備考 (PDCA サイクル)
4	入学式 始業式 交通安全教室 教育相談	全校集会【居】 異学年交流【絆】	挨拶運動【絆】 縦割り班活動【絆】 全校交流給食【環】	交通安全教室【居】		年度計画(P) 未然防止プログラム開始(D)
5	ボランティア活動 生徒指導交流会	ボランティア活動【環】				生徒指導交流会(C)
6	運動会				音中エリア交流学習 学年交流	いじめアンケート①(C) QU アンケート①(C)
7	参観日 大掃除 終業式	修学旅行【絆】 大掃除【居】		参観日【環】	音中エリア交流学習【環】	
8	始業式 プール学習 マラソン練習					
9	参観日 マラソン記録会			参観日【環】		
10	防犯教室 避難訓練 宿泊学習 ボランティア活動	ボランティア活動【環】			防犯教室【居】	
11	学習発表会 縄跳び検定 ～3月	縄跳び検定【絆】 宿泊学習【絆】	学習発表会の取組【居】	青少年健全育成会 標語作成【環】	音中エリア交流学習 模擬選挙	いじめアンケート②(C) QU アンケート②(C)
12	参観日 個人面談 カルタ大会 大掃除 終業式	大掃除【居】		参観日【環】 個人面談【居】	音中エリア交流学習 消費者教育	個人面談(C) 生徒指導交流会(C)
1	始業式 スケート学習 参観日 標準学力調査			スケート学習【絆】 参観日【環】		
2	一日入学 スキー学習 参観日	一日入学【絆】		スキー学習 参観日【環】		
3	大掃除 6年生を送る会 修了式・離任式 卒業式	大掃除【居】	6年生を送る会【環】		音中エリア交流学習 中学校一日入学	年度末反省(A)

※上記の他、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催する。

※【居】【絆】【環】は、【居場所づくり】【絆づくり】【環境づくり】の各観点（活動のマトリクス）を示しています。